

令和8年度 第三者適正性チェック 対象工事一覧

【関東地方整備局】

契約変更年月日	工事の名称	変更前の契約金額	変更後の契約金額※	工事場所	工期	工事概要	第三者適正性チェック内容			
							第三者チェックの該当項目	工事変更の内容	工事変更の理由	第三者の意見概要
令和8年6月30日	明治記念大磯邸園西地区2期（22）建築改修その他工事	21.6億円	22.3億円	神奈川県中郡大磯町	R4.11.11～R8.8.31	西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸（RC-2-1、延べ799.85㎡）他の保存活用のための保存改修工事	変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるもの（煙突改修の変更等）	煙突改修の変更、温室の利用者安全対策工事の変更	工事発注後、施工者が内外部仕上の撤去後に行った解体調査により、既存木軸部に想定以上の蟻害・腐朽があることが判明し、これまで改修方法・範囲の変更を行ってきた。その改修方針については、明治記念大磯邸園邸宅保存活用計画検討委員会に諮り、調査結果に基づき歴史的建造物（文化財）としての保存と活用、安全性の確保等の観点で検討を進め工事を実施してきた。 今回変更は、従前の変更契約において追加した煙突改修工事における現場着工後に判明した躯体補修等及び温室の利用者安全対策工事の変更であり、既に契約済みの工事内容の変更であるため、建物全体の保存改修工事と密接不可分な関係（一体性）にあり、現在進めている工事と連携を図りながら同時に施工を行うことが必要であることから、本工事に追加するものである。	契約変更の内容は、既に契約された内容と一体性があるものと判断できる。
令和8年6月30日	総務省第二庁舎（22）建築改修その他工事	72.6億円	76.8億円	東京都新宿区	R5.2.10～R9.3.30	総務省第二庁舎（SRC-8-2、延べ約35,000㎡）の耐震（免震）改修及びそれに伴う電気設備改修、機械設備改修、エレベーター設備改修工事等	変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるもの（既存躯体補修の追加、スライド変更）	・免震改修に係る既存躯体の補修の追加 ・工事請負契約書第26条第6項に基づき受注者より請負代金額の変更請求を受けたことによる変更 ・躯体補修の追加、仮設計画の見直し・追加に伴う工期延期	本工事は耐震（免震）改修を実施するものであるが、所要の耐震安全性を早期に確保する事業目的を達成するため、工事発注手続きにおいて入札不調となった電気、機械、エレベーター設備工事を追加し、増額の変更契約を行った。また、工事着手後の詳細調査等により、設計時の想定とは異なる状況が判明し、既存躯体の補修、石綿含有材・ダイオキシン含有材の撤去処分の追加、仮設計画の見直し及び追加等により増額の変更契約を行っている。 今回の変更は、免震改修に係る更なる既存躯体補修の追加、工事請負契約第26条第6項に基づき受注者より請負代金額の変更請求を受けたことによる変更、躯体補修の追加や仮設計画の見直し、追加に伴う工期延期を行うものであり、これらの内容は、現在進めている免震改修工事と密接不可分な関係（一体性）にあり、連携を図りながら同時に施工を行うことが必要不可欠な内容であるため、本工事に追加するものである。	契約変更の内容は、既に契約された内容と一体性があるものと判断できる。

※第三者適正性チェックの対象以外の契約金額も含む